

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

秋田国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は集金人に納付しており、経済的に困っていなかったため、保険料が未納とされるのは納得できない。役場から未納期間を指摘されたことも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除き、60 歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張するところ、A 市町村では、「当時、各地区には嘱託の集金人がいて、保険料を集金していた。」と回答している上、申立人の近隣の住民は、「かつて中年男性の集金人が地区に集金に来ていた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時、同居していた申立人の二男が就職するなど、家計は経済的に安定していたとしており、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成元年5月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年8月までは20万円、同年9月及び同年10月については26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月16日から同年11月16日まで

平成元年5月から同年11月まで出稼ぎで、B都道府県C市町村のA事業所で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。給与明細書では、間違いなく厚生年金保険料が給料から引かれており、自分が厚生年金保険に加入していたことは明らかであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成元年5月から同年8月までは20万円、同年9月及び同年10月については26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、申立期間の健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和27年8月15日、資格喪失日は、28年11月1日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年8月から28年10月までの標準報酬月額については、昭和27年8月から28年2月までは4,000円、28年3月から同年10月までは4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年7月から28年12月まで

B市町村にあったC学校を卒業してすぐに、D区に本社があったA株式会社に雇われ、主としてE地域からF地域の沿岸まで物資を運搬する船の船員として働いた。

同期卒業で入社した二人の同僚と先輩一人の名前を覚えている。正社員として働いたのにこの期間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人がA株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、当時の同僚の証言から申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる上、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の記録により、同社において申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間のうち、昭和27年8月15日から28年11月1日までの期間はA株式会社に勤務し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

一方、申立期間のうち、上記以外の期間については、申立人及び同僚の勤務期間に関する記憶は曖昧であり、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料等も無く、ほかに控除されていたことを

うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和 27 年 8 月から 28 年 10 月までの期間の標準報酬月額については、未統合の船員保険被保険者名簿の記録から、27 年 8 月から 28 年 2 月までは 4,000 円、28 年 3 月から同年 10 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

秋田国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年3月まで

昭和52年4月ごろ、私の妻がA市町村B支所で国民年金の加入手続きを行い、これ以前の納付可能な期間の保険料をすべて納付することとし、同支所の窓口で15万円から16万円を現金で一括納付した。領収書も受け取ったが現在は持っていない。この期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻が昭和52年4月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、47年12月から52年3月までの保険料を一括で納付したと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは54年4月6日、資格取得は52年4月1日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、申立人の妻は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人の妻は、1年以上の保険料を一括納付したのは1回だけであり、特例納付した記憶は無いと供述しているところ、社会保険事務所の記録から、申立人の妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和54年7月2日に、遡^{そきゅう}及取得した52年4月から54年3月までの期間の過年度保険料及び54年4月から同年6月までの現年度保険料（合計約7万円）を一括納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年3月まで

昭和44年6月に婿入りし、その時から義理の祖父が国民年金の加入手続をして、同年A月に亡くなるまで地区の集金組織に保険料を納付してくれた。義理の祖父が亡くなってからは、私たち夫婦が集金人の家に保険料を納付していた。保険料が未納となっているとのことだが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、婿入りした昭和44年6月から同年A月までは義理の祖父が、その後は自分たち夫婦が保険料を地区の集金人に納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年4月28日に申立人の妻と連番で払い出され、44年6月1日に遡及して資格取得していることが確認でき、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の義理の祖父、申立人及びその妻は集金人に申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人と連番で手帳記号番号が払い出された申立人の妻も、申立期間は国民年金保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 346

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 42 年 12 月まで
昭和 41 年 5 月に A 事業所を退職後、株式会社 B に勤務した。同年 11 月に結婚し、42 年 12 月ごろ退職した。
昨年、同僚が株式会社 B で厚生年金保険に加入した記録があると聞き、自分も加入していたと思うので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社 B に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 B は、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の加入記録は確認できなかったと回答している。

また、当時の総務・経理担当者は、「入社して3か月間は見習いで、その後、店長が正社員への登用を判断して本社に報告していた。自分は本社に給与報告をしていたが、申立人はパート扱いのままであり、厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の加入記録は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年ごろから 29 年 6 月まで
② 昭和 32 年 4 月から 34 年ごろまで

昭和 26 年ごろから 29 年 6 月までと 32 年 4 月から 34 年ごろまで、有限会社 A という加工工場に勤務していた。勤務していたころ、近くの歯医者にかかった時、健康保険証を使った記憶があるので、厚生年金保険も掛けていると思う。厚生年金保険の記号番号も記憶している。

第3 委員会の判断の理由

代表取締役等の証言から、申立人が有限会社 A に勤務していたことは推認できるが、同社では、「申立期間当時、有限会社 A は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、社会保険庁の記録から、有限会社 A が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 36 年 2 月 1 日であり、同日付けで、申立期間当時の社長、社長の孫（現在の代表取締役）及びその母（現在の取締役）が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
② 平成 6 年 5 月 31 日から同年 10 月 31 日まで

私はA株式会社を昭和 52 年 3 月に創業し、私を含む社員 3 人の厚生年金保険加入について社会保険事務所と折衝を重ねた結果、同年 6 月か 7 月ごろに資格取得できたと思っていたが、資格取得日が 52 年 11 月 15 日となっていることに納得できない。

また、私のA株式会社の資格喪失日が平成 6 年 5 月 31 日となっているが、同年 10 月 31 日まで会社経営をし、営業譲渡した代金 3,000 万円の一部で延滞していた厚生年金保険料及び健康保険料を同年 10 月中旬に全額清算したので、同年 10 月まで厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社の代表取締役として同社の厚生年金保険の加入手続を行い、昭和 52 年 6 月か 7 月ごろに資格取得したはずであると主張するところ、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険適用事業所となったのは 52 年 11 月 15 日であり、同日付けで申立人のほか二人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所名簿では、A株式会社の健康保険記号の直前の記号の払出しは、昭和 52 年 11 月 1 日に行われており、申立期間の前後にB社会保険事務所が払い出した記号はすべて五十音順で欠落は無く、A株式会社の健康保険記号の払出しが申立人の主張する 52 年 6 月か 7 月ごろであることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A株式会社には、申立人が主張する昭和 52 年 6 月又は同年 7 月

に厚生年金保険適用事業所となったことが確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A株式会社の代表取締役として平成6年10月31日まで同社を経営し、営業譲渡した代金の一部で延滞していた厚生年金保険料及び健康保険料を清算したので同年10月までは厚生年金保険に加入しているはずであると主張しているところ、社会保険庁の記録では、6年11月30日付けで申立人の資格喪失日を同年5月31日、同社の全喪日を同年10月31日に遡^{そきゆう}及して処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A株式会社の代表取締役として自ら厚生年金保険の社会保険事務所への手続を行っていたとしており、厚生年金保険料を数か月分滞納していたが、平成6年10月ごろにA株式会社の営業権を譲渡した際の譲渡金の一部で清算し、同社の全喪手続を行ったことを記憶していると主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として申立期間当時の同社の事情を知り得る立場にありながら、当該資格喪失日に係る処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
平成 21 年 1 月 28 日に自宅に来た A 社会保険事務所の担当者から私の標準報酬月額が引き下げられていることを初めて聞いた。自分で標準報酬月額変更の手続きは行っていない。社会保険事務所にすべて操作されたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 株式会社の代表取締役として、同社に在職し、厚生年金保険被保険者であったことが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 10 月 31 日）の後の平成 6 年 11 月 30 日に、申立人の同年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額についてさかのぼって減額処理されていることが、社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、B 株式会社の代表取締役として厚生年金保険料控除等の社会保険事務所に対する事務手続きを行っていたと供述し、厚生年金保険料を数か月分滞納していたが、平成 6 年 10 月ごろに B 株式会社の営業権を譲渡した際の譲渡金の一部で清算し同社の全喪手続を行ったことを記憶していると主張しており、社会保険庁の記録から、同社の全喪手続と申立人の標準報酬月額の減額処理は同日に行われていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B 株式会社の代表取締役として申立期間当時の同社の事情を知り得る立場にありながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月まで
② 昭和 55 年 5 月から同年 8 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 58 年 1 月まで

Aグループの株式会社Bの社長から出向し、申立期間①はC株式会社に、申立期間②及び③はD株式会社に勤務したが、その期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がC株式会社に勤務していたことは、出向元の株式会社Bの元役員等の証言により推認できる。

しかしながら、C株式会社に申立人の後任として株式会社Bから出向した同僚は、「C株式会社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、C株式会社に出向している期間については、国民年金に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録は無く、申立期間及びその前後の健康保険番号に欠番も見当たらない。

さらに、C株式会社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人がD株式会社に勤務していたことは出向元の株式会社Bの元役員等の証言により推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録から、D株式会社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、出向元の株式会社Bでは、「グループ会社の厚生年金保険の加入は各会社が個別に行ってい

た。」と回答している。

また、D株式会社の閉鎖登記簿謄本に掲載されている役員から供述を得ることもできず、申立人の勤務期間や勤務状況等について確認することはできない上、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、D株式会社は平成元年 12 月 3 日に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 7 日から 43 年 3 月 15 日まで
② 昭和 45 年 6 月 1 日から同年 6 月 6 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 15 日から 46 年 8 月 21 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 26 日から 47 年 4 月 7 日まで
⑤ 昭和 47 年 12 月 26 日から 57 年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 57 年 12 月 31 日から 58 年 6 月 1 日まで
⑦ 昭和 60 年 4 月から 61 年 5 月まで

昭和 42 年 3 月から同年 9 月まで、A 都道府県にある B 株式会社に出稼ぎに行き、辞める時に私が所持している C と D の資格を月 5 万円で名義貸しすることにした。昭和 62 年ごろに社会保険事務所から B 株式会社の厚生年金保険料が当時勤務していた E 事業所と同じ基礎年金番号で二重に掛けられているとの連絡があり、同社社長は私が辞めた後も厚生年金保険料を払っていたと電話で言っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 9 月から 61 年 5 月までの期間について、C 及び D の資格を B 株式会社の名義貸しし、その報酬として毎月 5 万円を受け取っており、会社が保険料を負担して厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、B 株式会社の当時の社員は、「仕事に必要な資格者は十分にいたので、資格の名義貸しは考えられない。名義貸しでお金をもらっているという人は聞いたことが無い。」と証言している。

また、申立人は、「B 株式会社の名義を貸し、厚生年金保険に加入してい

た昭和 42 年 9 月から 61 年 5 月までの期間のうち、ほかの事業所に勤務し厚生年金保険に加入していた期間については、62 年ごろに、社会保険事務所から指摘され、B 株式会社における被保険者資格を取り消された。」と主張するが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の加入記録は、昭和 42 年 3 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間以外は無く、申立人が主張する資格取得が取り消された事跡も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、B 株式会社は昭和 57 年 9 月 30 日に全喪しており、申立期間⑥及び⑦当時は、厚生年金保険適用事業所とはなっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 7 月まで
昭和 35 年 1 月に株式会社Aに入社した。見習い期間は 3 か月間だったと記憶しており同年 4 月には正社員になっていたはずであるが、厚生年金保険の記録が同年 8 月からとなっていることに納得できない。
申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 35 年 8 月 1 日となっているが、同年 4 月から正社員として厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、当時の株式会社Aの同僚は、「申立人とは一緒に仕事をしていたが、申立人がいつから勤務していたかは記憶に無い。」と証言している。

また、申立人と同じ昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私は、昭和 34 年 4 月から勤め始めた。」と証言しており、勤務開始後、厚生年金保険に加入するまでに 16 か月の期間を要していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 34 年 4 月 15 日に二人が資格取得した後は申立人が資格取得した 35 年 8 月 1 日まで資格取得者は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。